

# 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成 19 年 5 月 9 日

選挙管理委員会告示第 1 号

改正 平成 25 年 1 月 8 日 選挙管理委員会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 194 条の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第 2 条 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 前項の選挙において、茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の任期及び補欠選挙)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が委員又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに至ったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示し、かつ、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の代理)

第 4 条 委員長に事故（欠けたときも含む。以下同じ。）があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員（以下「委員長代理」という。）がその職務を代理する。

2 委員長及び委員長代理とともに事故があるときは、年長の委員が臨時にその職務を行う。

(委員等の退職)

第 5 条 委員及び補充員が退職しようとするときは、その旨を書面をもって委員長に提出しなければならない。

2 委員長が退職しようとするときは、その旨を書面をもって委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

(委員の退職及び補充の場合の告示)

第6条 委員長は、委員が退職したとき、又は委員の欠員を補充したときは、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

第7条 委員会の招集は、委員長の告示によりこれを行う。

2 前項の告示は、委員会招集の日時及び場所並びに事件を記載し、開会の日3日前までに行う。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(欠席の届出)

第8条 委員会に出席することができない事情がある委員は、開会前に、委員長にあらかじめその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席と説明の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の長又は関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第10条 委員長は、事務局の書記をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させ、出席委員とともに署名しなければならない。

(委員会の開閉等)

第11条 第7条から前条までに規定するもののほか、委員会の開閉、議案の審査、議決その他の会議の手續については、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の会議の例による。

(委員長の担当事務)

第12条 委員長の担任する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。
- (2) 公印及び文書の保管に関すること。
- (3) 書記その他の職員の服務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決)

第13条 委員会の権限に属する事件で軽易なものは、委員長において専決処分することができる。

(事務局の設置及び事務分掌)

第14条 委員会に事務局を置き、委員会に関する事務を処理する。

2 事務局の事務分掌は、次に掲げるところによる。

- (1) 委員会会議に関すること。
- (2) 選挙人名簿の調製、修正等に関すること。
- (3) 選挙人名簿の縦覧及び閲覧に関すること。
- (4) 直接請求に関すること。
- (5) 選挙法令の調査研究に関すること。
- (6) 選挙に関する市町村との連絡に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、選挙事務に関すること。

(職及び職務)

第 15 条 事務局に次の職員を置き、委員長が任命する。

- (1) 書記長
- (2) 書記

2 書記長は、委員長の命を受け、事務局の事務を総理し、職員を指揮監督する。

3 書記は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(文書の決裁等)

第 16 条 起案文書は、すべて書記長を経て委員長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、書記長がこれを専決することができる。

- (1) 所属職員の事務分掌に関すること。
- (2) 所属職員の年次休暇の承認に関すること。
- (3) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (4) 所属職員の出張命令に関すること。
- (5) 所属職員の職場研修に関すること。
- (6) 所属職員の事務引継に関すること。
- (7) 公印及び書類の保管に関すること。
- (8) 行政情報の公開に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関すること。
- (10) その他定例的かつ軽易な事項（委員長専決事項を除く。）の処理に関すること。

3 前項に定めるもののほか、専決及び代決について必要な事項は、茨城県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合訓令第 1 号）の例による。

(公印)

第 17 条 公印の名称、書体、寸法、ひな型、使用区分及び公印管守者は、別表のとおりとする。

2 公印の保管、使用等の取扱いに関しては、茨城県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 3 号）の規定の例による。

(文書の取扱い)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱い及び処理については、広域連合の例による。

(職員の服務等)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、職員の分限、懲戒及び服務に関しては、広域連合の例による。

(告示)

第 20 条 委員会の告示は、茨城県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）の例による。

(その他)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年選挙管理委員会告示第 1 号）

この告示は、平成 25 年 1 月 8 日から施行する。

別表（第 17 条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型番号	使用区分	管守者
茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会之印	てん書	方 24	1	広域連合選挙管理委員会名をもってするとき。	書記長
茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長之印	てん書	方 24	2	広域連合選挙管理委員会委員長名をもってするとき。	書記長
茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長職務代理者之印	てん書	方 24	3	広域連合選挙管理委員会委員長職務代理者名をもってするとき。	書記長
茨城県後期高齢者医療広域連合選挙長之印	てん書	方 24	4	広域連合選挙長名をもってするとき。	書記長

公印ひな型

茨 城 県 後 期  
高 齢 者 医 療  
広 域 連 合  
選 挙 管 理  
委 員 会 之 印

1

茨 城 県 後 期  
高 齢 者 医 療  
広 域 連 合 選 挙  
管 理 委 員 会  
委 員 長 之 印

2

茨 城 県 後 期 高  
齢 者 医 療 広 域  
連 合 選 挙 管 理  
委 員 会 委 員 長  
職 務 代 理 者 之 印

3

茨 城 県 後 期  
高 齢 者 医 療  
広 域 連 合  
選 挙 長 之 印

4